

韓国「国民参与裁判制度」の調査報告



裁判員制度センター副委員長
山内 雅哉 (40期)

1 はじめに (韓国訪問の目的)

わが国では2009年5月21日から裁判員制度がスタートするが、韓国では2007年6月1日に国民が陪審員として刑事裁判に参加する「国民参与裁判制度」に関する法律(「国民の刑事裁判参与に関する法律」)が成立し、わが国に先行して2008年1月1日から実施されている。

制度導入の趣旨は、日本の裁判員制度と類似した点があると言われており、韓国において実際に導入した後どのように運営され、どう評価されているのか興味があり、東京弁護士会の裁判員制度センターと第二東京弁護士会のメンバーが合同で、韓国の国民参与裁判制度の実態調査のため訪韓した。

2 韓国の国民参与裁判制度の特徴

韓国の制度の特徴は、①被告人が国民参与裁判を受けるか職業裁判官による裁判を受けるかの選択権を有すること、②陪審員は、裁判官の関与なしに有罪・無罪の評議をするが、全員の意見が一致に達しない場合には、評決をする前に裁判官の意見を聞き、その上で陪審員のみ多数決で評決をする、量刑については意見を述べるに止まる、③陪審員の有罪・無罪の判断及び量刑意見は勧告的効力を有するに止まり、裁判官を拘束しないという点にあり、わが国の裁判員制度とは大きく異なる点がある。

さらに、この制度は、試行的に実施したもので、実際に運営してみた結果を分析・検討して見直しを行う、そして5年後に最終的な制度の確立を図るという点で、暫定的なものといえる。

3 韓国の実施状況

われわれは、2008年11月27日から29日まで韓国(ソウル)を訪問した。

国民参与裁判の傍聴を希望したが、後述のようにソウルでは10か月間で国民参与裁判の実績が2件しかなく、訪韓予定時期(10月～11月)に係属する事件がなかった。そのため裁判傍聴ができず、ソウル地方検察庁、ソウル中央地方裁判所、大韓弁護士協会を訪問し、法曹三者からその実施状況を聞いた。

(1) 件数

国民参与裁判の対象事件は重大暴力犯罪と収賄罪であるが、このうち被告人が国民参与裁判を選択した件数は、2008年10月31日現在で合計193件(対象事件総数の8%強)であった。このうち、判決で終わった事件が47件、裁判所が国民参与裁判に適当でないとして排除決定した事件が47件、被告人が申立を撤回した事件が75件、未済事件が24件であった。

申請件数が少ない点については、陪審員の意見は勧告的効力に止まるとはいえ、被告人は量刑が



ソウル中央地方裁判所 国民参与法廷にて

重くなることを危惧して申請をしないようだ、との説明がなされた。また、首都ソウルでの事件が2件しかない点については、管轄区域内では対象事件がそもそも少ないことが影響しているのではないかと、というのが裁判所の説明であった。

なお、裁判所が排除決定をしている事件の中には、審理・判決に3日以上要する事件が含まれているという。

(2) 審理日数

判決まで至った47件のうち、1日で審理・判決がなされたケースが44件、2日かかった事案が3件で、3日以上要した件数はゼロであった。これは、前述のように3日以上要する事件については、裁判所が国民参与裁判に適さないとして排除していることが影響していると思われ、1日で終わるような事件しか実施していないのだ、との声もあった。

なお、1日審理の事件の場合、判決言渡しは午後7時～9時頃になされることは少なくないようで、午後11時過ぎになったケースもあったとのことである。

(3) 審理における工夫

公判審理においては、写真・ビデオ、パワーポイントなどを積極的に利用し、陪審員の視覚に訴える証拠調べが実施されているとの説明であった。

(4) 陪審員の評決について

陪審員が無罪評決をした件数は47件中4件であ

ったが、そのうち3件については、裁判官が陪審員の評決を覆して有罪の判決を下している。

陪審員の評決に拘束力がない点については、面談した法曹三者の間では、将来は拘束力を持たせるべきであるとの声が多かった。

(5) 担当弁護士

国民参与裁判を担当する弁護士は、ほとんどが国選専担弁護士であって私選は少ないそうである。そして、複数選任が認められ、国選の報酬は特別な報酬体系となっているとのことだが、国選専担事務所では、事件単位ではなく国民参与裁判以外の事件と一緒に1か月単位で支払われているとのことであった。

4 最後に

国民参与裁判制度は、導入から未だ10か月しか経過しておらず、その事件数は予想外に少なかったが、韓国大法院の発表した資料によれば、陪審員たちに対するアンケート調査の結果、86.6%の陪審員が裁判内容の全て又は大部分を理解し、95.2%の陪審員が職務遂行に満足しており、また肯定的に評価しているとのことであった。

また、直接面談した法曹関係者は、いずれも裁判に国民の声を反映させることは非常に重要であるとして、この制度については肯定的にとらえられていた。